平成２５年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町14番23号　メゾン南国207号
債務者　竹之下　孝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７号
山形県新庄市大字松本615番地の５
債務者　福澤　直人
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第４２号
茨城県守谷市久保ケ丘１丁目７番地14　アストリア３号
債務者　川口　圭子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
茨城県取手市戸頭２丁目８番26―103号
債務者　稲吉　美香
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
兵庫県川西市東畦野１丁目９番７―402号
債務者　齋藤　美幸
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１５７号
兵庫県西宮市笠屋町６番10号　ＬＯＯＰ　ＴＥＳＳＥ102号、住民票上の住所兵庫県西宮市鳴尾町３丁目７番11―201号
債務者　浅井ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４９号
熊本県宇土市南段原町161番地１　宇土市老人ホーム芝光苑内、住民票上の住所福岡県久留米市梅満町927番地５
債務者　平野　耕作
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６０号
熊本市北区植木町小野1022番地59
債務者　髙間　誠悟
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６１号
熊本市北区植木町小野1022番地59
債務者　髙間みよ子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６２号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰4185番地１
債務者　今村　　隆（旧姓髙間）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６５号
熊本市中央区帯山５丁目２番３―402号、住民票上の住所熊本市北区龍田８丁目14番117号　ロフティ竜田205号
債務者　築田　脩平
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７８号
熊本市中央区出水６丁目39番４号　メゾン出水101
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７９号
熊本市南区南高江１丁目15番６号　コーポ101Ａ101号、前住所熊本市南区日吉２丁目８番17号
債務者　赤星　正開
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
熊本市中央区新大江３丁目13番23号、前住所熊本市西区春日７丁目17番16―206号　２棟206号
債務者　長田　喜美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８９号
熊本市東区尾ノ上３丁目３番108号　ローレルハイツ205号、前住所熊本市東区西原２丁目11番85号　満永ビル203号
債務者　那須　義仁
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６２号
千葉県松戸市小山826番地の12　ミキハイム小山102号
債務者　本田　　學
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部